

様式1-2 家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合

チェック	必要書類	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/>	①被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合は、被相続人の戸籍の附票が必要です。	古賀市市民国保課	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
<input type="checkbox"/>	②相続人の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合は、戸籍の附票が必要です。	お住まいの 住民票発行窓口	相続直前から家屋の解体、滅失時まで相続人が当該家屋に居住していなかったことを確認します。 解体日以降の日付で発行された住民票を提出してください。
<input type="checkbox"/>	③敷地（土地）の売買契約書 ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。 ※契約書から引渡日が確認できない場合、引渡日が確認できる書類（譲渡後の土地の登記で所有権移転日の記載があるものなど）の提出が必要です。	仲介業者等	相続した家屋の解体後の敷地を引き渡した日を確認します。
<input type="checkbox"/>	④解体後の建物の閉鎖事項証明書	法務局	相続した家屋を解体した日を確認します。
<input type="checkbox"/>	⑤下記の（A）から（C）のいずれか		
	（A）電気、ガス、水道いずれかの使用中止日が確認できる書類 （契約廃止時の領収書又は請求書など、当該家屋の住所記載があるもの）	電力会社 ガス会社 古賀市上下水道課 など	相続した家屋が「空き家」の状態となっており、また解体後の敷地を相続人が事業用等に使用していないことを確認します。 （A）使用中止日を確認します。被相続人が亡くなった時から譲渡の時までの間に閉栓している必要があります。 （B）空き家解体後の、「敷地のみ」の広告は認められません。
	（B）仲介業者による広告 （宅建業者による広告チラシや、インターネット広告の印刷物で、家屋の現況が空き家であり、かつ、解体後の更地引渡しが表示されているもの）	仲介業者等	
	（C）その他要件を満たしていることが容易に認められる書類 （空き家バンクへの登録を行っていたことがわかる書類）		
<input type="checkbox"/>	⑥更地の写真 ※撮影日付記入（手書きでも可）	解体業者 仲介業者 など	相続した家屋の解体後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないかを確認します。
●●被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の⑦～⑨の書類を追加で添付してください●●			
<input type="checkbox"/>	⑦被相続人の介護保険被保険者証又は障がい福祉サービス受給者証等 （要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護認定等に関する記録書類等）	入所施設など	要介護、要支援、障がい支援区分等の認定を受けていた、又はその他これに類する被相続人であることを確認します。
<input type="checkbox"/>	⑧施設入所時の契約書 ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。	入所施設など	施設の名称、種類、所在地等の確認をします。
<input type="checkbox"/>	⑨下記の（A）から（C）のいずれか		
	（A）電気、ガス、水道いずれかの使用中止日が確認できる書類 （契約廃止時の領収書又は請求書など、当該家屋の住所記載があるもの）	電力会社 ガス会社 古賀市上下水道課 など	（A）契約名義人と使用中止日を確認します。被相続人が亡くなった時から譲渡の時までの間に閉栓している必要があります。また、被相続人が施設に入所してからも、家屋が一定の使用をされ、かつ事業の用、貸付けの用、及び被相続人以外の居住の用に供していなかったことを確認します。
	（B）老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	入所施設など	
	（C）その他要件を満たしていることが容易に認められる書類 （家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物など）		